

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇩ 事業主の日当と従業員の日当

**Q** : 事業主である私や従業員の出張に際し支出した旅費や日当は、必要経費になりますか。

**A** : 業務目的の遂行上事業主が従業員に対して支出する費用は、事業主の所得金額の計算上必要経費に算入されます。

### 【解説】

従業員に支給する旅費や日当は、その従業員の所得の計算上、非課税とされる場合であっても、また、給与所得等として課税対象とされる場合であっても、いずれも業務目的の遂行上事業主が支出する費用に変わりはありませんので、事業主の所得計算においては必要経費に算入されることになります。

一方、事業主に支出した旅費や日当の場合には、旅費・宿泊費などの実費はともかく、どのような支給基準を定めていても日当そのものは必要経費とはなりません。事業主自身が給料を受けてこれを必要経費に算入することは認められませんので、仮に日当という名目で金銭を受け取ったとしても、出張先でそれを実際に何に使ったかによって、必要経費算入の是非や経費科目を判断することになります。

さらに、事業主については、受任した仕事の処理のため旅費や宿泊費などを申し受けることがありますがこのような収入は実費弁償として支払われたかどうかの判断が実際上困難なため、その金額を収入金額に算入し、実際に支出した旅費・宿泊費などを必要経費として控除することになります。

